

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う周南市の対応体制

1. 法律の施行日 平成24年10月1日

2. 法律の目的 障害者虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資する。

3. 障害者の定義 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

※手帳の有無は問わない※

4. 周南市の役割と責務

(1) 養護者による障害者虐待

- ① 通報・届出の受付 ⇒ 対応
- ② やむを得ない事由による措置及びそのための居室の確保
- ③ 成年後見制度の利用開始に関する審判の請求
- ④ 立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ⑤ やむを得ない事由による措置者に対する養護者の面会制限
- ⑥ 養護者の負担軽減のための相談・支援
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備

虐待防止スキーム

家庭の障害児 ⇒ 児童虐待防止法

施設入所等障害者

障害者施設等・・・障害者虐待防止法

児童養護施設等・・・児童虐待防止法

要介護施設等・・・高齢者虐待防止法

家庭の高齢障害者 ⇒ 障害者虐待防止法
及び高齢者虐待防止法

(2) 障害者福祉施設従事者による障害者虐待

- ① 通報・届出の受付 ⇒ 事実確認等 ⇒ 県への報告

(3) 使用者（障害者を雇用する者）による障害者虐待

- ① 通報・届出の受付 ⇒ 県への通知

(4) 障害者虐待防止センターとしての機能を置く

- ① 障害者虐待に対する通報・届出の受理
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導、助言
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

(5) その他（財産上の被害防止）

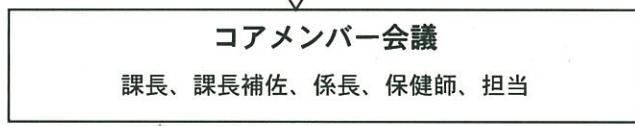
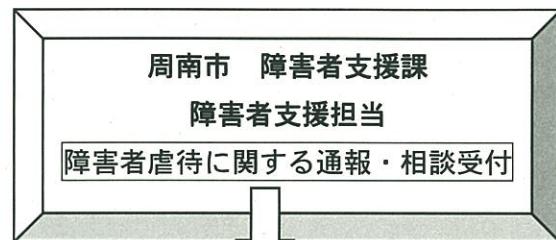
- ① 第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付 ⇒ 関係部局・機関の紹介

周南市の障害者虐待対応体制

法第9条に規定する
「市町村障害者虐待対応協力者」

相談支援事業所等（ぱれっと、ウイング、しょうせい苑、ビサイド、ワークス周南）法務局
周南児童相談所 周南健康福祉センター 民生児童委員協議会 周南人権擁護委員協議会
社会福祉協議会 労働基準監督署 公共職業安定所 弁護士会（周南地区会）
社会福祉士会（ぱあとなあ山口） 周南警察署 光警察署 徳山医師会
地域包括支援センター（東部、西部、鼓海園、徳山医師会）
周南市 生活安全課 人権推進課 生活支援課 高齢者支援課 子育て支援課

障害者虐待対応協力者連絡会議



緊急一時保護対応チーム

障害者支援課、短期入所事業所、医療機関など

- 居室の確保
- 障害福祉サービスの支給決定
- やむを得ない事由による措置

- 情報収集、
- 緊急性の判断

- 対応方針の決定

- 事案対応チームのメンバー決定、参加要請

事案対応チーム

障害者支援課（保健師、担当）、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター（担当ケアマネ）など、事案に応じて決められたメンバー

支援の進捗管理、

支援状況の報告

支援状況の報告

支援の進捗管理、支援方針の変更・終結の判断

専門家チーム

弁護士、社会福祉士
医療機関、警察など

相談

助言

継続支援

支援の終結

しょうがいしゃ ぎやくたい

障害者を虐待から

まも

みんなで守りましょう



ぎやくたい かん まよ つうほう とど で
虐待かな？と感じたら迷わずに通報・届け出を！

つうほう とど で へいじつひる ま じ ふん じ ふん
通報・届け出【平日昼間（8時30分～17時15分）】

しゅうなんしやくしょ しょうがいしゃ し えん か しょうがいしゃ し え んたんとう
周南市役所 障害者支援課 障害者支援担当

TEL 0834-22-8463 FAX 0834-22-8464

メール shogaifuku@city.shunan.lg.jp

やかん きゅうじつ きんきゅううつうぼうさき へいじつや かん じ ふん よく じ ふん およ きゅうじつ
夜間・休日の緊急通報先※【平日夜間（17時15分～翌8時30分）、及び休日】

しゅうなんしやくしょ しゅくちょく だいひょうでんわ

周南市役所 宿直(代表電話)

TEL 0834-22-8211 FAX 0834-22-8224

やかん きゅうじつ きんきゅううつうぼう しゅくちょく れんらくさき かくにん たんとう お
※夜間・休日の緊急通報については宿直で連絡先のみ確認させていただき、担当より折
り返しご連絡いたします。

しゅうなんし
周 南 市

し 知っていますか？「障害者虐待防止法」

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。この法律には、虐待に気付いた人の通報義務も定められています。「見て見ぬふ振り」は虐待をしているのと同じです。

障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

しょうがいしゃぎやくたい 障害者虐待とは

しんたいてきぎやくたい 身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどや打撲をさせる、柱や椅子やベッドに縛り付ける、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど

せいてきぎやくたい 性的虐待

裸にする、キスする、本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話をする、わいせつな映像を見せるなど

しんりてきぎやくたい 心理的虐待

「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、話しかけているのに意図的に無視するなど

ほうき ほうにん 放棄・放任

食事や水分を十分に与えない、入浴させない、汚れた服を着させ続ける、ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる、病気やけがをして受診させない、学校に行かせない、他の者等による身体的虐待、性的虐待や心理的虐待を放置するなど

けいざいてきぎやくたい 経済的虐待

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さないなど

つうほう とど で たいおう なが 通報・届け出からの対応の流れ

ぎゃくたいはっけんしゃ ぎゃくたい う ほんにん
虐待発見者または虐待を受けた本人

つうほう とど で
通報・届け出

しゅうなんし 周南市

○虐待の疑いを検討

○事実関係の確認

○緊急性があるかなどの検討

れんけい
連携
きょうりょく
協力

ひつよう おう
必要に応じて

しうがいしゃぎゃくたい
障害者虐待

たいおうきょうりょくしゃ
対応協力者

ひつよう おう
必要に応じて

きんきゅういちじほご
○緊急一時保護

ほうもんちょうさ
○訪問調査

たたい ちょうさ
○立ち入り調査

こべつ かいぎ かいさい
○個別ケース会議の開催

ぎゃくたい う ひと ぎゃくたい
虐待を受けた人、虐待をしてしまった人に対する

そցこうてき しえん けいそくてき かか
総合的な支援と継続的な関わり

かんけいきかん
れんけい

関係機関との連携

しゅうなんし しょうがいしゃぎやくたいたいおうきょうりょくしゃ れんけい きょうりょく
周南市は、障害者虐待対応協力者と連携、協力し
つうほう とど で たいおう
通報、届け出に対応します。
しゅうがいしゃぎやくたいたいおうきょうりょくしゃ
障害者虐待対応協力者

そうごうそうだんしえん
総合相談支援センターばれっと
ちいきせいかつしえん
地域生活支援センターウイング
そうだんしえん
相談支援センターしょうせい苑
そうだんしえん
相談支援センタービサイド
しゅうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん
障害者就業・生活支援センター ワークス周南
やまぐちちほうほうむきょく
山口地方法務局
しゅうなんじどうそうだんしょ
周南児童相談所
やまぐちけんしゅうなんけんこうふくし
山口県周南健康福祉センター
しゅうなんしみんせいいいんじどういいんきょううきかい
周南市民生委員児童委員協議会
しゅうなんじんけんよう ごいいんきょううきかい
周南人権擁護委員協議会
しゅうなんししゃかいふくしきょううきかい
周南市社会福祉協議会
とくやまろうどうきじゅんかんとくしょ
徳山労働基準監督署
とくやまこうきょうしょくぎょうあんていしょ
徳山公共職業安定所
やまぐちけんべんこしかいしゅうなんちくかい
山口県弁護士会 周南地区会
やまぐちけんしゃかいふくししかい
山口県社会福祉士会
やまぐちけんしゅうなんけいさつしょ
山口県周南警察署
やまぐちけんひかりけいさつしょ
山口県光警察署
とくやまいしかい
徳山医師会
ちいきほうかしえん
地域包括支援センター